



新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策

東京都では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主・個人事業主の方や働く方を対象に、各種支援策を実施していますので、ご活用ください（国の支援策もあわせて掲載しています）。

事業主・個人事業主の方向けの支援策

	【東京都】	【国】	ページ
給付金等	◆営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	◇家賃支援給付金	1 P
	◆東京都家賃等支援給付金	◇持続化給付金	2 P
			3 P
助成金等	◆新しい生活様式に対応したビジネス展開支援 （感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援）		
	◆飲食事業者の業態転換支援		
	◆飲食事業者向けテラス営業支援事業		
	◆新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業		3 P
	◆クラウドファンディングを活用した資金調達支援		
	◆設備投資支援事業		4 P
	◆医療機器産業への参入支援		
	◆タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業	◇雇用調整助成金の特例措置	5 P
	◆新しい日常に対応した観光事業者等への 受入環境モデル発信事業	◇小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援	6 P
	◆宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業		7 P
	◆宿泊施設バリアフリー化支援事業		8 P
	◆はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）		9 P
融 資	◆緊急融資		
	◆緊急借換	◇政府系金融機関による無利子・ 無担保融資	10 P
	◆危機対応融資		
	◆感染症対応融資（全国制度）	◇中小企業向け資本金資金供給・ 資本増強支援事業	11 P
	◆農林漁業特別対策資金		
相 談	◆中小企業者等特別相談窓口		
	◆フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口	◇経営相談窓口	12 P
	◆緊急労働相談ダイヤル		
専門家派遣	◆経営課題に関する専門家派遣		
	◆感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）	◇専門家による経営アドバイス	13 P
その他	◆休業等支援助成金申請手続きサポートセミナー		
	◆テレワークオンラインセミナー		
	◆テレワークの促進に向けた宿泊施設利用拡大支援事業	◇国税納付の猶予	14 P
	◆徴収猶予・料金等の支払い猶予		

個人の方向けの支援策

	【東京都】	【国】	ページ
給付金等		◇特別定額給付金	
		◇休業支援金・給付金	15 P
融 資		◇小学校休業等対応支援金	16 P
		◇住居確保給付金	
		◇ひとり親世帯臨時特別給付金	
	◆中小企業従業員融資	◇緊急小口資金、総合支援資金（特例貸付）	17 P
相 談	◆緊急労働相談ダイヤル		
	◆緊急就職相談ダイヤル・相談窓口		18 P
	◆オンライン就職支援事業		
職業訓練	◆オンラインスキルアップ職業訓練		18 P
その他	◆こころといのちを支えるための相談窓口		
	◆TOKYO チャレンジネット	◇国税納付の猶予	19 P
	◆徴収猶予・料金等の支払い猶予		

事業主・個人事業主の方向けの支援策

給付金等（東京都）

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都の要請に応じて、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける中小の飲食事業者等に対し、協力金を支給します。

◇ 支給額

一事業者当たり、一律 20 万円

◇ 主な対象要件

- 東京都の営業時間短縮要請を受けた、酒類の提供を伴う飲食店及びカラオケ店を運営する中小企業、個人事業主等
- 夜 22 時から翌朝 5 時までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、朝 5 時から夜 22 時までの間に営業時間を短縮した場合
- 要請を行う全期間（令和 2 年 8 月 3 日から 31 日まで）において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと

※営業時間短縮の要請は、以下を参照

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1010005.html>

- ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくこと

東京都 感染防止徹底宣言ステッカー

感染防止対策を実施して、「感染防止徹底宣言ステッカー」をオンライン上で発行し、店舗等で掲示することで、都民の皆様が安心して利用できる店舗等であることをお知らせすることができます。



- ☆ 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部改正に伴い、令和 2 年 8 月 1 日より、集客施設を運営する事業者やイベント主催者は、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示する必要があります（努力義務）。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

<お問合せ先>

東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター

TEL：03-5388-0567

<参考>

◆ 東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの企業や都民のみなさんが利用できる、東京都および国の支援情報を探することができるサイトです。

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>



◆ 経済産業省 新型コロナウイルス支援策パンフレット

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける国の支援策をとりまとめたパンフレットです。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



東京都家賃等支援給付金

事業者における家賃等の負担を軽減し、事業の継続を下支えするため、国の家賃支援給付金に独自の上乗せ給付（3か月分）を実施します。

＜給付額＞ 家賃等の総額（月額）×給付率×3

	家賃等の総額（月額）	都の給付額（月額）
中小企業等	75万円以下	家賃等の総額（月額）×1/12 ※最大給付額（月額）6.25万円
	75万円超 225万円以下	6.25万円+[支払家賃等（月額）の75万円の超過分×1/24] ※最大給付額（月額）12.5万円
個人事業主	37.5万円以下	家賃等の総額（月額）×1/12 ※最大給付額（月額）3.125万円
	37.5万円超 112.5万円以下	3.125万円+[支払家賃等（月額）の37.5万円の超過分×1/24] ※最大給付額（月額）6.25万円

＜対象要件＞ 以下の要件をすべて満たすもの

- （1）国の家賃支援給付金の給付決定を受けていること
- （2）都内に本店又は支店等のある中小企業等^{※1}又は個人事業主であること
- （3）都内の土地又は建物において、家賃等^{※2}の支払いを行っていること

※1・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

・国と同様に、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人等、会社以外の法人も幅広く対象

※2 管理費、共益費及び消費税を含む

＜お問合せ先＞

東京都家賃等支援給付金コールセンター
TEL：03-6626-3300（全日9時～19時、
11月以降は土日祝日・年末年始を除く）

詳細については
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください。



家賃支援給付金（経済産業省）

5月の緊急事態宣言の延長等により売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する「家賃支援給付金」を支給します。

＜給付額＞ 法人に最大600万円、個人事業主に最大300万円を一括支給

算定方法：申請時の直近1か月における支払賃料（月額）に基づき算出した給付額（月額）の6倍

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業主	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

＜給付対象＞ テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ①いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3か月の売上高の合計が前年同期比で30%以上減少

＜お問合せ先＞

家賃支援給付金 コールセンター
TEL：0120-653-930（全日8時半～19時）

詳細については
家賃支援給付金ポータルサイトを
ご参照ください。



持続化給付金（経済産業省）

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、中小法人・個人事業者等の方が対象となります。

<給付額> 法人は200万円、個人事業者は100万円
(ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限)

≪売上減少分の計算方法≫

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

<支給対象> ・感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
・法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。など

※ 6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」
「2020年1～3月に開業した事業者」の申請受付を開始。

<申請受付> 令和2年5月1日（金）から令和3年1月15日（金）まで（電子申請）

【申請サイト】

「持続化給付金」事務局ホームページ

(URL) <https://www.jizokuka-kyufu.jp>



<お問合せ先>

持続化給付金事業 コールセンター

TEL: 0120-115-570 (8月まで全日8時半～19時)

IP 電話専用回線: 03-6831-0613

詳細については
経済産業省ホームページを
ご参照ください。



新しい生活様式に対応したビジネス展開支援

（新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援）

業界団体が作成した感染拡大予防ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染症対策を行う都内中小企業等に対し、経費の一部を助成します。

<限度額> 50万円（内装・設備工事費を含む場合は100万円）

<助成率> 助成対象経費の3分の2以内

<対象経費> ①ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な内装・設備工事費

【例】飛沫感染防止のためのパーテーション設置工事など

②ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な備品の購入費

（1点あたりの購入単価が税抜10万円以上のもの）

【例】サーモカメラの購入など

<申請期間> 令和2年6月18日（木）から令和2年8月31日（月）まで

※予算額に達した場合には、申請期間中でも受付を終了します。

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社

感染予防対策ガイドライン実行支援事業事務局

TEL: 03-4326-8174

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



飲食事業者の業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都民の外出自粛要請等に伴い、大きく売り上げが落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービス（テイクアウト・宅配・移動販売）により売り上げを確保する取組に対し、経費の一部を助成します。

- ・ 限度額：100万円 / 助成率：助成対象経費の5分の4以内
- ・ 申請受付：第7回（令和2年7月28日（火）～8月11日（火））以降順次申請受付予定
※予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間中でも受付を終了します。

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課
業態転換担当
TEL：03-5822-7232 受付時間：平日 9:00～16:30

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



飲食事業者向けテラス営業支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける都内の飲食店等を対象に、地方公共団体と地方公共団体が支援する団体が取り組む道路等占用許可基準緩和の緊急措置を活用し、臨時的なテラス営業等を行う際に必要なイス・テーブル等を新たに調達する経費の一部を助成します。

- ・ 限度額：10万円 / 助成率：助成対象経費の3分の2以内
- ・ 申請期間：令和2年8月3日（月）～10月31日（土）

※予算の範囲を超える申請があった場合は、申請受付期間中でも受付を終了します。

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社
テラス営業支援事業事務局
TEL：03-3251-7866 受付時間：平日 9:00～16:30

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業

新型コロナウイルス感染症対策に関連するものについて、都内中小企業者が大学や他企業等と連携して行う製品等の技術開発に要する経費の一部を助成します。

また、開発プロジェクトの円滑な事業推進のための連携コーディネータや、高度で専門的な技術的課題解決のための専門アドバイザーによるハンズオン支援を実施します。

<助成限度額/助成率> 8,000万円 / 3分の2以内

<助成期間> 最長3年間

<開発支援テーマの想定例> 入店者数のモニタリングシステム、リモートワーク関連、スマート家電、等
※医薬品医療機器等法に規定する医薬品・医薬部外品及びそれに類するものは原則対象外となります。

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 助成課
TEL：03-3251-7895

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



助成金等（東京都）

クラウドファンディングを活用した資金調達支援
（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

新型コロナウイルス感染症により発生・顕在化した社会的課題の解決に資するソーシャルビジネスを行う方や経営に影響を受けている創業間もない方に対し、クラウドファンディングに係る手数料助成を拡充します。

（助成率：通常 1/2 以内→2/3 以内、上限額：通常 30 万円→40 万円）

次の方を対象に手数料助成を拡充します。

- ・新型コロナウイルス感染症に伴い、発生・顕在化した社会的課題の解決に資するソーシャルビジネス（※）を行う個人、中小企業、NPO法人等（※東京都の「『未来の東京』戦略ビジョン」に関連する取組が対象）
- ・新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている、令和2年1月1日以降に創業した個人、中小企業、NPO法人等

<お問合せ先>

クラウドファンディング資金調達支援事務局

TEL：03-6403-9225

詳細については
クラウドファンディングを
活用した資金調達支援
専用サイトをご参照ください。



助成金等（東京都）

新型コロナウイルス感染症緊急対策設備投資支援事業

都内中小企業が新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策関連商品の製造等に必要となる機械設備を新たに導入する経費を助成します。

- ・主な助成対象：マスクやアルコール消毒液、防護服などの生産等に必要となる機械設備
- ・助成限度額：1 億円 / 助成率：5 分の 4 / 助成対象期間：交付決定日の翌月 1 日から 1 年 6 か月間

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 設備支援課

TEL：03-3251-7884

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



助成金等（東京都）

医療機器産業への参入支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

新型コロナウイルス感染症のほかウイルスに起因する感染症の拡大予防や診断のための機器等の開発を促進するため、都内のものづくり中小企業等と製販企業が連携して技術開発から実用化までを行う際の必要となる経費を助成します。

- <対象となる経費> 新たな医療機器等の研究開発から実用化に至るまでに必要となる経費の一部を助成
- <助成限度額/助成率> 限度額：5,000 万円 / 助成率：2/3 以内
- <助成期間> 5 年以内
- <対象> 連携して技術開発を行う都内ものづくり中小企業及び製販企業
（申請にあたっては「都内で事業を営んでいること」等の要件があります。）

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 取引振興課
TEL：03-3251-7883

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、タクシー事業者及びバス事業者が実施する乗客・乗務員の安全・安心の確保に向けた取組を支援します。

■タクシー事業者に対する支援

＜補助対象＞ タクシー・ハイヤー車両内における運転席と後部座席等を隔離する飛沫感染防止策

＜補助金上限／補助率＞ 限度額：1台あたり8千円／補助率：5分の4

（タクシー事業者への支援）

詳細は
(公財)東京観光
財団HPを参照



■バス事業者に対する支援

＜補助対象＞ 観光バス（観光周遊及び空港アクセス等）における感染拡大防止に向けた取組等

＜補助金上限／補助率＞ 限度額：1台あたり8万円／補助率：5分の4

（バス事業者への支援）

詳細は
(公財)東京観光
財団HPを参照



＜お問合せ先＞

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課
TEL：03-5579-8463

助成金等（東京都）

新しい日常に対応した観光事業者等の受入環境モデル発信事業

都内観光事業者等による「新しい日常」への対応を促進するため、他事業者のモデルとなるような先進的な取組を行おうとする事業者を支援します。

＜補助対象＞ 宿泊施設、飲食店、観光施設（美術館・博物館等）、免税店等

＜補助対象事業＞

都内観光事業者が実施する、「新しい日常」への対応に加え生産性向上にも資する先進的な取組

（先進的な取組の例）

宿泊施設における入退室や精算等のオペレーションの自動化、非接触化
観光施設における時間指定チケットの事前予約、混雑状況表示システムの導入
オンラインでの事前注文・受取システムの導入 等

＜補助対象費用＞

先進的な取組に必要な機械設備導入費用やICT化費用等

＜補助金上限／補助率＞

限度額：2,000万円 / 補助率：3分の2

今後、これらの取組、地域や業界団体等の取組などを合わせてモデル事例としてウェブサイト等で発信していきます。

＜お問合せ先＞

産業労働局 観光部 受入環境課
TEL：03-5320-4674

詳細については
東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください。



助成金等（東京都）

宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業

宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む、非接触型サービスの導入等を支援します。

<補助対象>

都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設

<支援対象>

（１）アドバイザー派遣

宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取組を実施する際、
中小企業診断士等の専門家がアドバイスを行います。 上限5回（無料）

（２）施設整備等に対する補助

①補助対象費用

宿泊施設において、感染症の感染拡大防止のために行う非接触型サービスの導入や感染症防止策等
に対する費用

②補助金上限／補助率

限度額：1施設あたり200万円／補助率3分の2

<お問合せ先>

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課
TEL：03-5579-8463

詳細については
(公財)東京観光財団
ホームページをご参照ください。



助成金等（東京都）

宿泊施設バリアフリー化支援事業

宿泊施設のバリアフリー化を促進し、障害者をはじめあらゆる人が安心して利用できる宿泊環境を整備するとともに、宿泊事業者の集客力向上を支援します。

■補助制度

<補助対象> 都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設

<補助金上限／補助率>

・客室整備	補助率最大	10分の10	(限度額最大9,600万円)
・共用部整備	補助率	5分の4	(限度額最大6,000万円)
・備品購入	補助率	5分の4	(限度額320万円)
・実施設計	補助率	5分の4	(限度額100万円)【新規】
・コンサルティング	補助率	3分の2	(限度額100万円)

■セミナー（参加無料・WEB配信）、アドバイザー派遣（最大5回まで、無料）の実施

<お問合せ先>

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課
TEL：03-5579-8463

詳細については
(公財)東京観光財団
ホームページをご参照ください。



助成金等（東京都）

はじめてテレワーク（テレワーク導入促進整備補助事業）

テレワークをトライアルするための環境構築経費および制度整備費を補助します。

<対象要件> ワークスタイル変革コンサルティング※を受けた都内の中堅・中小企業等（その他要件あり）

（※）ワークスタイル変革コンサルティング

テレワーク導入・活用拡大を検討している企業等に対し、業務改善・ICTの専門家を派遣し、テレワーク導入の前提となる「業務の洗い出し」や「ワークスタイルの見直し・改善」、活用拡大に向けた提案等の支援を行います。（費用は無料。最大5回訪問）

<補助上限額> 従業員 300～999 人企業 110 万円 従業員 100～299 人企業 70 万円
従業員 100 人未満企業 40 万円

<補助率> 10 分の 10

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課
職場環境整備担当係（はじめてテレワーク担当）
TEL：03-5211-1756

詳細については、
東京しごと財団ホームページを
ご参照ください。



助成金等（東京都）

テレワーク定着促進助成金

テレワークの定着・促進に向け、テレワーク機器・ソフト等の環境整備に係る経費を助成します。

<対象> 都内中堅・中小企業等 **<補助上限額>** 250 万円 **<補助率>** 3 分の 2

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課
TEL：03-5211-2397

詳細については、
東京しごと財団ホームページを
ご参照ください。



助成金等（東京都）

新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む都内中小企業等に奨励金を支給します。（1事業所 10 万円）

<お問合せ先>

産業労働局 雇用就業部 労働環境課 雇用環境整備促進窓口
TEL：03-6205-6703

詳細については
TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。



助成金等（東京都）

妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業 （新型コロナウイルス感染症緊急対策）

男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の指針の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、妊娠中の女性労働者に有給休業を取得させた事業主に対し奨励金を支給。

◇**対象** 都内中小企業等 100 社 ◇**奨励金** 10 万円 ◇**募集期間** 令和 2 年 6 月 29 日～令和 3 年 1 月 31 日

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課
TEL：03-5211-2399

詳細については
東京しごと財団ホームページを
ご参照ください。



事業者向け

給付金等

助成金等

融資

相談

専門支援

その他

個人向け

給付金等

融資

相談

職業訓練

その他

助成金等（東京都）

中小企業人材オンラインスキルアップ支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、在宅勤務が続く中、こうした機会を活用し、中小企業が従業員に対して行う e ラーニングを利用したスキルアップへの取組を支援します。

◇**助成対象訓練** 中小企業等が従業員に対して行う民間教育機関等の e ラーニングによる訓練
※令和 2 年 12 月 31 日までに完了する訓練が対象

◇**助成対象経費** e ラーニングに要する経費の一部（受講料及び訓練に付随する ID 登録料、管理料等）

◇**助成限度額／助成率** 限度額：1 社あたり 32 万円 / 助成率：5 分の 4

<お問合せ先>

産業労働局 雇用就業部 能力開発課
TEL：03-5320-4718

詳細については
TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。



助成金等（国）

雇用調整助成金の特例措置（厚生労働省）

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

◇**対象事業者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

◇**特例措置の内容**

○助成内容・対象の大幅な拡充

① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業 4/5、大企業 2/3）

② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業 10/10、大企業 3/4）

※助成額の上限を対象労働者 1 人 1 日当たり 15,000 円に引き上げ

その他、受給要件（生産指標の要件、休業規模の要件、出向要件）の緩和など

<お問合せ先>

最寄りのハローワークへ
またはコールセンター TEL：0120-60-3999

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。



助成金等（国）

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（厚生労働省） ～労働者に休暇を取得させた事業者向け～

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇を取得させた企業を助成します。

◇**支給額** 休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給上限は 1 日あたり 8,330 円

（令和 2 年 4 月 1 日以降に取得した休暇については 15,000 円）

◇**適用日** 令和 2 年 2 月 27 日～9 月 30 日の間に取得した休暇

◇**申請期間** 令和 2 年 12 月 28 日まで

<お問合せ先>

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
TEL：0120-60-3999（土日・祝日含む 9:00～21:00）

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。



融資（東京都）

<利 子 補 給> 以下の4メニュー合計融資額1億円まで全額補給（融資実行後3年間）

<信用保証料補助> 以下の4メニューとも全額補助

新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少等の要件を満たす事業者の方が対象です。

融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円）
融資期間	運転資金10年以内（据置5年以内）設備資金15年以内（据置5年以内）
融資利率	1.7%～2.4%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.2%以内）

新型コロナウイルス感染症対応緊急借換

～返済のリスケジュールを可能に～

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少や保証付融資の利用がある等の要件を満たす事業者の方が対象です。（借換対象は、現在借り入れている東京信用保証協会の保証付融資）

融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円）
融資期間	運転資金10年以内（据置5年以内）
融資利率	1.7%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.5%～2.0%以内）

危機対応融資

～感染症の影響で売上が激減している事業者～

売上15%以上減少等の要件を満たし、危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者の方が対象です。

融資限度額	2億8千万円（無担保8千万円） ※一般の保証枠とは別枠
融資期間	運転資金・設備資金10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.5%～2.0%以内

感染症対応融資（全国制度）

～全国一律で実施する利子補給対応制度～

セーフティネット保証（4号・5号 ※5号は、売上が15%以上減少の場合に限る）または危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者の方が対象です。

融資限度額	無担保4千万円
融資期間	運転資金・設備資金10年以内（据置5年以内）
融資利率	1.8%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合は1.6%～2.0%以内）

融資のお申込みは、都内各金融機関で受け付けます。

<お問合せ先>

産業労働局 金融部 金融課 TEL：03-5320-4877

詳細については

東京都産業労働局ホームページを
ご参照ください。



融資（東京都）

新型コロナウイルス感染症対応 農林漁業特別対策資金

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少等の要件を満たす農林漁業者等の方が対象です。

融資限度額	法人：1,000万円、個人：200万円		
資金使途	経営維持に必要な用品等の購入費、中～長期運転資金 等		
融資期間	5年（据置1年）	融資利率	0% ※利子を全額補給

<お問合せ先>

産業労働局 農林水産部 調整課 TEL：03-5320-4817

融資の申込方法等詳細は、以下までお問合せください。

（農業）各JA、東京都信用農業協同組合連合会 TEL：042-523-3101

（林業）産業労働局 農林水産部 調整課 TEL：03-5320-4817

（漁業）東京都信用漁業協同組合連合会 TEL：03-3458-3031

※融資及び保証に当たって所定の審査があります。

※保証機関の利用に当たって所定の保証料がかかる場合があります。

詳細については
東京都ホームページを
ご参照ください。



事業者向け

給付金等

助成金等

融資

相談

専門家派遣

その他

個人向け

給付金等

融資

相談

職業訓練

その他

融資（国）

政府系金融機関による無利子・無担保融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付等に特別利子補給制度を併用することで、無利子化・無担保融資を実施します。

- ・日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス対策マル経融資」、商工中金による「危機対応融資」（各融資とも融資後3年間まで0.9%金利引下げ/無担保）等により借入を行った中小企業者等のうち、一定の売上減少等があった事業者に対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象に。

※ 7月1日より、融資限度額、利子補給限度額等の引き上げを実施

※ 特別利子補給制度（実質無利子）の詳細については、[中小企業庁ホームページ](#)等に公表予定です。

日本政策金融公庫

■「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

融資限度額：別枠 中小事業 6億円、国民事業 8,000万円

<問合せ先> 日本政策金融公庫 【平日】 ☎ 0120-154-505

【土日祝】 ☎ 0120-112476(国民) ☎ 0120-327790(中小)

■「新型コロナウイルス対策マル経融資」

融資限度額：別枠 1000万円

<問合せ先> 日本政策金融公庫の本支店

又はお近くの商工会・商工会議所へ



商工中金

■「危機対応融資」

融資限度額：6億円



<問合せ先>

商工組合中央金庫相談窓口

☎ 0120-542-711

(平日・休日 9:00~17:00)

<資金繰り支援全般に関するお問合せ先>

中小企業 金融相談窓口

TEL：0570-783183（平日・休日 9:00~19:00）

<特別利子補給制度に関するお問合せ先>

(独) 中小企業基盤整備機構

TEL：0570-060515（平日・休日 9:00~17:00）

融資（国）

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

日本政策金融公庫及び商工中金等において、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

■資本性劣後ローン（7月1日から事前相談開始。システム構築後の8月上旬制度開始予定）

<主な貸付条件>

貸付限度：中小事業・商工中金 7.2億円（別枠）、国民事業 7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

	当初3年間及び 4年目以降赤字	4年目以降黒字	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%

<お問合せ先>

中小企業 金融相談窓口

TEL：0570-783183（平日・休日 9:00~19:00）

受付時間

＜資金繰り（融資）に関する相談＞ 平日 9:00～17:00

＜経営に関する相談＞（月）・（水）～（金）9:00～16:30、（火）9:00～19:00

新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受ける中小企業の皆様を対象とした相談窓口です。

■資金繰り（融資）に関する相談

＜相談窓口＞ 産業労働局金融部金融課（東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側）

＜電話相談＞ 03-5320-4877

■経営に関する相談

＜相談窓口＞ 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課

（東京都千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 5 階）

＜電話相談＞ 03-3251-7881

＜Eメール相談＞ sien@tokyo-kosha.or.jp

フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口

フリーランスを含む個人事業主の皆様を対象とした相談窓口です。

■資金繰り（融資）に関する相談

＜相談窓口＞ 産業労働局金融部金融課 ＜電話相談＞ 03-5320-4877

■経営に関する相談（契約トラブル等）

＜相談窓口＞ 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課

＜電話相談＞ 03-3251-7881

＜Eメール相談＞ sien@tokyo-kosha.or.jp

※法律相談となる場合は、平日 13 時～15 時（事前予約制）となります。

労働相談（東京都）

新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメント等に関する相談をお受けします。

＜相談窓口＞ 東京都労働相談情報センター

＜相談受付＞ 0570-00-6110（東京都ろうどう 110 番）

※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

＜対応時間＞ 平日 9:00 ～ 20:00／土曜 9:00 ～ 17:00

経営相談（国）

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口（経済産業省）

中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点等）1,050 拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。

平日のご相談⇒



土日・祝日のご相談⇒



専門家派遣（東京都）

新型コロナウイルスによる経営課題に関する専門家派遣

新型コロナウイルス感染症により経営面の影響を受けている中小企業を対象に、中小企業診断士等の専門家を派遣し、経営改善等に向けたアドバイスを実施します。（1社4回まで。無料）

※「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」にて相談を実施した上で、支援が必要と認められた企業を対象に実施します。

<お問合せ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課
新型コロナウイルスに関する特別相談窓口
TEL：03-3251-7881

詳細については
東京都中小企業振興公社
ホームページをご参照ください。



専門家派遣（東京都）

新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援事業（専門家派遣）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由とする従業員の休業等にあたり、国の雇用調整助成金の特例措置等を利用する中小企業等に、専門家を派遣し、以下について具体的な相談・助言を行います。

（1社5回まで。1回あたり原則2時間以内。無料）

◇ 内容

- ・「雇用調整助成金」の特例措置（新型コロナウイルス感染症関係）に関すること
（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）
- ・「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」に関すること
（申請手続き及びそれに伴う制度整備等）

<お問合せ先>

労働相談情報センター 事業普及課
TEL：03-5211-2248

詳細については
TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。



専門家派遣（国）

専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

■よろず支援拠点・地域プラットフォームによる無料の専門家派遣

- ・派遣申請に当たっては、事前によろず支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

東京都よろず支援拠点



地域プラットフォーム



■電話またはオンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応

○経営相談体制強化事業事務局
（電話相談）

受付電話番号：050-5371-9453
受付時間：9:00～17:00（土日祝含む）



○経営相談体制強化事業事務局
（オンライン相談）

右のQRコードからアクセスして
事前申込をお願いします



その他（東京都）

休業等支援助成金申請手続きサポートセミナー
（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

都内中小企業向けに、国の雇用調整助成金等を活用する際の申請手続き等に関して、基礎的な情報やノウハウについて解説するオンラインセミナーを実施します。

また、上記のオンラインセミナー受講者を対象に、助成金申請にあたっての疑問点等について、社会保険労務士に Web 会議システムで個別相談できるオンライン相談会を実施します。

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援セミナー運営事務局
ADE.JP.tky-kyugyo@jp.adecco.com



詳細については
TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。



その他（東京都）

テレワークオンラインセミナー

経済団体と連携したテレワーク導入のきっかけづくりのためのオンラインセミナーを開催します。

<お問合せ先>

東京テレワーク推進センター
TEL：03-3868-0708

詳細については
東京テレワーク推進センター
ホームページをご参照下さい。



その他（東京都）

テレワークの促進に向けた宿泊施設利用拡大支援事業

テレワークの場を提供する宿泊施設と、自宅でテレワークを行うことが難しい社員などのテレワークの場を確保したい企業を募集し、マッチングすることで、テレワークの促進と宿泊施設の利用拡大を図ります。

本事業に参加している宿泊施設は、ウェブサイトでも紹介しています。

【HOTEL WORK TOKYO】 <https://www.hotelwork.tokyo/>

<お問合せ先>

東京都宿泊施設テレワーク活用事務局
TEL：03-6628-8408

詳細については
東京都産業労働局ホームページを
ご参照下さい。



その他（東京都）

徴収猶予・料金等の支払い猶予

事業等に係る収入に相当の減少があった場合などに、納税や支払い等について猶予する制度があります。

- ・都税の徴収猶予（主税局HPを参照）
申請は、所管の都税事務所又は支庁へ

主税局 HP



- ・水道料金/下水道料金のお支払い猶予等

【23区】03-5326-1101

【多摩】0570-091-101

（ナビダイヤルが使えない時 042-548-5110）

ファックスでも受付可（水道局HPを参照）

水道局 HP



その他（国）

国税納付の猶予

事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予されます。

- ・所得税、法人税、消費税等ほぼ全ての税目
- ・申請先は、所轄の税務署（徴収担当）

詳細はこちら



<お問合せ先>

国税局猶予相談センター（東京）
TEL：0120-948-271

個人の方向けの支援

給付金等（国）

特別定額給付金（総務省）

感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行います。

◇**給付額** 給付対象者1人につき10万円（原則として申請者本人名義の銀行口座へ振込）

◇**給付対象及び受給権者**

- ・給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

◇**申請方法** (1) 郵送申請方式

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

(2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

<お問合せ先>

特別定額給付金コールセンター

TEL：0120-260020（9:00～20:00）

詳細については
特別定額給付金ポータルサイトを
ご参照ください。



給付金等（国）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省）

感染症及びそのまん延防止措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、休業支援金・給付金を支給します。

◇**対象者**

令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払いなし）した中小企業の労働者

◇**支給金額** 休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給

◇**支給金額の算定方法**

休業前の1日当たり平均賃金×80% × （各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数）

A 1日当たり支給額（11,000円が上限）

B 休業実績

◇**手続方法**

①**申請方法**：郵送（オンライン申請も準備中）

②**必要書類**：(1)申請書、(2)支給要件確認書※、(3)本人確認書類、(4)口座確認書類、
(5)休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの

※事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。事業主及び労働者それぞれが記入の上、署名。

事業主の協力を得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付（この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める。）

<お問合せ先>

休業支援金・給付金コールセンター

TEL：0120-221-276（平日 8:30～20:00/土日祝は～17:15）

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。



事業者向け

給付金等

助成金等

融資

相談

専門家派遣

その他

個人向け

給付金等

融資

相談

職業訓練

その他

給付金等（国）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（厚生労働省）

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった「個人で仕事をする保護者」を対象に支援金を支給します。

- ◇支給額 令和2年2月27日から9月30日までの間に就業できなかった日について、
1日当たり4,100円（定額） ※令和2年4月1日以降の日は、1日当たり7,500円（定額）
- ◇申請期間 令和2年12月28日まで

<お問合せ先>

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
TEL：0120-60-3999（土日・祝日含む 9:00～21:00）

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。



給付金等（国）

住居確保給付金（厚生労働省）

離職・廃業から2年以内の方に加え、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方を対象に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主へ支給します。

- ◇支給額 〈東京都特別区の目安〉単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円
- ◇支給期間 原則3か月（一定の要件を満たす場合には3か月の延長・再延長が可能（最長9か月まで））
- ※お申込みはお住いの区市町村の自立相談支援機関まで <https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

<お問合せ先>

相談コールセンター
TEL：0120-23-5572（土日・祝日含む 9:00～21:00）

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。



給付金等（国）

ひとり親世帯臨時特別給付金（厚生労働省）

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

【基本給付】

- ◇対象者 ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方・・・申請不要
② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（※）
③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります。

- ◇給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【追加給付】

- ◇対象者 上記基本給付対象者の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

- ◇給付額 1世帯5万円

◆ 申請については、お住まいの区市町村窓口までご相談ください。

<お問合せ先>

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
TEL：0120-400-903（平日 9:00～18:00）

詳細については
厚生労働省ホームページを
ご参照ください。



融資（国）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業や失業等による緊急小口資金、総合支援資金（特例貸付）

新型コロナ感染症の影響を受け、貸付の対象を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

■緊急小口資金

- 〔対象〕 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯
 〔貸付額〕 20万円以内（一括交付）/据置期間 1年以内/返済期間 2年以内/連帯保証人不要、無利子
 〔申込先及び問い合わせ先〕 下記のいずれかの事業所 ※失業された方、未成年の方はお住いの区市町村社会福祉協議会へ
 お住いの区市町村社会福祉協議会（窓口及び一部郵送）
 労働金庫連合会（郵送のみ）
 一部取扱郵便局（窓口のみ）

■総合支援資金（生活支援費）

- 〔対象〕 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯
 〔貸付額〕 世帯人数2人以上：月額20万円以内 / 単身：月額15万円以内
 貸付期間：原則3か月以内（送金は、1か月ごとの分割交付）/据置期間1年以内
 返済期間10年以内/連帯保証人不要、無利子
 ※本資金は、緊急小口資金（特例貸付）と同時に貸付けることはできません。
 ※9月までに3か月目である貸付期間が到来し、なお生活困窮の状態が続いている場合、
 自立相談支援機関の支援を受けることで、1回3か月まで延長することができます。
 〔申込先及び問い合わせ先〕 お住いの区市町村社会福祉協議会

緊急小口資金、総合支援資金のチラシはこちら
 （社会福祉協議会の連絡先はこのチラシをご参照ください）



詳細については
 東京都福祉保健局
 ホームページをご参照ください。



融資（東京都）

中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

感染症の影響による休業での収入減等に対し、中小企業の従業員（非正規雇用を含む）の方の生活の安定を図るため、実質無利子の融資を行います。

融資限度額	100万円
返済期間・返済方法	5年以内・元利均等月賦返済
融資利率	1.8% ※利子については全額都在負担
保証料	全額都在負担
申込窓口	中央労働金庫（都内本支店またはローンセンター） ※お勤め先あるいはお住まいの最寄りの本支店にお問い合わせください。



<お問合せ先>
 産業労働局 雇用就業部 労働環境課
 TEL：03-5320-4653

詳細については
 TOKYO はたらくネットを
 ご参照ください。



労働相談（東京都）

新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメント等に関する相談をお受けします。

<相談窓口> 東京都労働相談情報センター

<相談受付> 0570-00-6110（東京都ろうどう 110 番）※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

<対応時間> 平日 9:00 ～ 20:00 / 土曜 9:00 ～ 17:00

就職相談（東京都）

新型コロナウイルスに関する緊急就職相談ダイヤル・相談窓口

新型コロナウイルスの影響により、内定取消し、雇い止め、解雇等で離職された方に対する就職相談をお受けします。

<相談窓口> 東京しごとセンター1F 総合相談フロア（東京都千代田区飯田橋 3-10-3）

<電話相談> 03-5213-5013

<対応時間> 平日 9:00 ～ 20:00 / 土曜 9:00 ～ 17:00

就職相談（東京都）

オンライン就職支援事業

就職活動中の学生や求職者等を対象に、専用のサイトを開設し、キャリアカウンセラーによる就職相談、就職セミナー、企業説明会等をオンラインで実施します。

また、学生向けに、アルバイト探しの相談や LINE 相談も行います。

<お問合せ先>

公益財団法人東京しごと財団 しごとセンター課
TEL: 03-5211-1571

詳細については
東京しごとセンターホームページを
ご参照ください。



職業訓練（東京都）

オンラインスキルアップ職業訓練（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

新型コロナウイルスの影響を受けた求職者又は非正規雇用者、フリーランスの方等を対象として、知識・技能のスキルアップを図るため、eラーニングによる委託訓練を新たに実施します。

◇定員：300 名

◇募集：11 月入校生（8/31～9/11）

<お問合せ先>

産業労働局 雇用就業部 能力開発課
TEL: 03-5320-4807

詳細については
TOKYO はたらくネットを
ご参照ください。



事業者向け

給付金等

助成金等

融資

相談

専門系派遣

その他

個人向け

給付金等

融資

相談

職業訓練

その他

その他（東京都）

こころといのちを支えるための相談窓口（電話・LINE）

生きることの包括的な支援として、相談窓口を設置しています。消えてしまいたいほどつらい時、気持ちに寄り添い、必要な支援につなげます。

■電話相談「東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～」

毎日午後2時～午前5時30分 ☎0570-087478（はなしてなやみ）

※相談料は無料です。（別途、通話料がかかります。）



■LINE 相談「相談ほっとライン@東京」

毎日午後5時～午後9時30分（令和2年8月20日以降午後3時～）

LINE アプリで右の2次元バーコードから友だち登録をお願いします。

<お問合せ先>

福祉保健局 保健政策部 健康推進課
自殺総合対策担当
TEL：03-5320-4310

その他（東京都）

TOKYOチャレンジネット

仕事はあるけど家がない人や離職中の人を対象とした相談窓口です。

インターネットカフェや漫画喫茶などで寝泊まりしながら不安定な就労に従事している方や離職されている方に対して、サポートセンターであるTOKYOチャレンジネットを設置し、生活支援、居住支援、就労支援及び資金貸付相談などを実施しております。

※今回の新型コロナウイルスに関連して、生活相談や住居相談を希望する方については、以下により支援を行っています。

- 就労による自立した生活を目指している方への支援
- 一時利用住宅の拡充（アパート等の借上げ）：一時利用住宅を100戸で実施 ⇒ 500戸まで拡大
- 緊急的な一時宿泊場所の確保（ビジネスホテル等の借上げ）

<お問合せ先>

TOKYOチャレンジネット
TEL：0120-874-225

詳細については
東京都福祉保健局
ホームページをご参照ください。



その他（東京都）

徴収猶予・料金等の支払い猶予

収入に相当の減少があった場合などに、納税や支払い等について猶予する制度があります。

- ・ 都税の徴収猶予（主税局 HP を参照）
申請は、所管の都税事務所又は支庁へ

主税局 HP



- ・ 水道料金/下水道料金のお支払い猶予等

【23区】03-5326-1101

【多摩】0570-091-101

（ナビダイヤルが使えない時 042-548-5110）

ファックスでも受付可（水道局HPを参照）

水道局 HP



その他（国）

国税納付の猶予

収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予されます。

- ・ 所得税、法人税、消費税等ほぼ全ての税目
- ・ 申請先は、所轄の税務署（徴収担当）

詳細はこちら



<お問合せ先>

国税局猶予相談センター（東京）
TEL：0120-948-271

発行／東京都産業労働局総務部総務課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 TEL 03-5320-4862

※事業の詳細等については、各施策の紹介ページ記載のお問合せ先にご連絡ください。